

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第1号

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則（平成20年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 (略)</p> <p>2 法第26条第2項に定める学識経験者の知見を活用するため、<u>事務局は学識経験者から意見を聴取し、前項に規定する協議会に報告する。</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 法第26条第2項に定める学識経験者の知見を活用するため、<u>教育委員会は前項に規定する協議会に、学識経験者の出席を求める。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。